

CNO-S02

治験等の実施に係る標準業務手順書

治験ネットおおさか

第3版(2022年9月1日改訂)

〈目 次〉

第1章 目的と適用範囲	1
第1条 目的と適用範囲	1
第2条 定義	1
第2章 治験の実施体制に関する事項	2
第3条 ネットワーク治験事務局	2
第4条 共同治験審査委員会	2
第5条 治験責任医師の要件	2
第3章 治験の申請・準備等に関する事項	3
第6条 治験の依頼と実施の合意	3
第7条 治験依頼の申請等	4
第8条 治験実施の審査、承認等	4
第9条 治験の契約等	6
第10条 経費の負担	7
第4章 治験実施中の対応に関する事項	7
第11条 治験実施計画書等の改訂	7
第12条 治験の継続	8
第13条 治験実施計画書からの逸脱	8
第14条 重篤な有害事象等の発生	9
第15条 重大な安全性に関する情報の入手	9
第5章 治験の管理に関する事項	10
第16条 治験責任医師の責務	10
第17条 被験者となるべき者の選定	11
第18条 同意の取得	11
第19条 被験者に対する責務	12
第20条 症例報告書の作成	13
第21条 モニタリング、監査並びにその他の調査	13
第22条 治験使用薬の管理	13
· 14 第23条 秘密の保全	13
·	1
	4
第6章 治験の終了(中止)等に関する事項	15

第 24 条 治験の終了、中止等	15
第 25 条 記録の保存等	15
第 7 章 業務の委託	16
第 26 条 業務委託の契約	16
第 8 章 手順書の改廃	16
第 27 条 手順書の改廃	16

第1章 目的と適用範囲

(目的と適用範囲)

- 第1条 本手順書は、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」(昭和35年8月10日法律第145号。以下、「法」という)並びに「医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令」(平成9年3月27日厚生省令第28号)、「医療機器の臨床試験の実施の基準に関する省令」(平成17年3月23日厚生労働省令第36号)及び「再生医療等製品の臨床試験の実施の基準に関する省令」(平成26年7月30日厚生労働省令第89号)(以下、「GCP省令」という)、「医薬品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令」(平成16年12月20日厚生労働省令第171号)、「医療機器の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令」(平成17年3月23日厚生労働省令第38号)及び「再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令」(平成26年7月30日厚生労働省令第90号)(以下、「GPSP省令」という)及びその他関連通知に基づいて実施する治験及び製造販売後臨床試験に必要な手続きと手順を定めることを目的とする。
- 2 製造販売後臨床試験にあっては、特段のただし書きがない場合、「治験」を「製造販売後臨床試験」と適宜読み替えることにより本手順書を適用する。
- 3 本手順書は、治験ネットおおさか設置運営規程(以下、「設置運営規程」という)に則り、治験ネットおおさかを介して共同で実施する治験(以下、「ネットワーク治験」という)に対して適用する。
- 4 医療機器の治験の場合には、特段のただし書きがない場合、「医薬品」を「医療機器」、「治験薬」を「治験機器」、「被験薬」を「被験機器」、「副作用」を「不具合」等、GCP省令に則って適宜読み替えることにより本手順書を適用する。
- 5 再生医療等製品の治験の場合には、特段のただし書きがない場合、「医薬品」を「再生医療等製品」、「治験薬」を「治験製品」、「被験薬」を「被験製品」、「副作用」を「不具合」等、GCP省令に則って適宜読み替えることにより本手順書を適用する。
- 6 本手順書に示す書式については、特段の注釈のある場合を除き、「治験の依頼等に係る統一書式」を指す。

(定義)

- 第2条 本手順書において用いる用語は、GCP省令及び設置運営規程の定めるところによる。

第2章 治験の実施体制に関する事項

(ネットワーク治験事務局)

第3条 登録医療機関の長は、治験の円滑な業務の遂行を図るため、その治験事務局の機能を大阪大学医学部附属病院治験事務局に委託する。

2 大阪大学医学部附属病院の治験事務局は、ネットワーク治験事務局として治験に係る業務に関する事務を行う。

3 ネットワーク治験事務局が担う業務は以下とする。ただし、治験に関する業務のうち、ネットワーク治験事務局に明確に委託されていないものは、すべて登録医療機関が行うこと。

(1) 治験の実施に必要な手順書等及び文書等の作成及び支援

(2) 共同治験審査委員会の審査の対象となる文書及びその他の通知又は報告が、治験依頼者及び治験責任医師から実施医療機関の長に提出された場合には、それらの共同治験審査委員会、治験依頼者及び治験責任医師への提出業務及び支援。なお、当該文書が追加、更新又は改訂された場合にも同様とする

(3) 共同治験審査委員会の意見に基づく実施医療機関の長の指示、決定に関する通知文書の作成を支援し、治験責任医師及び治験依頼者への伝達業務及び支援

(4) 記録の保存(ネットワーク治験事務局(共同治験審査委員会事務局も含む)(以下、本手順書中 同様)が保存すべき記録、資料に限る)

(5) その他治験に関する業務の円滑化を図るために必要な事務及び支援

(共同治験審査委員会)

第4条 登録医療機関の長は、ネットワーク治験を行うことの適否、その他の治験に関する調査審議を行わせるため、設置運営規程第14条(共同IRB)第2項に則り、大阪大学医学部附属病院治験審査委員会にその審査を委託する。

2 大阪大学医学部附属病院治験審査委員会は、審査を受託し、共同治験審査委員会として審査を行う。

3 共同治験審査委員会の運営等に関する事項は、大阪大学医学部附属病院治験審査委員会の標準業務手順書によることとする。

4 実施医療機関の長は、治験の実施の可否の判断の前提となる特定の専門的事項について他の治験審査委員会(以下、「専門治験審査委員会」という)の意見を聞くことが必要であると判断した場合には、専門治験審査委員会の意見を聞くことができる。なお、その場合の手続き等については、当該実施医療機関の手順に則ることとする。

(治験責任医師の要件)

第5条 治験責任医師は、以下の要件を満たさなくてはならない。

(1) 治験責任医師は、教育・訓練及び経験によって、治験を適正に実施しうる者でなければ

ればならない。

- (2) 治験責任医師は、法第14条第3項、第80条の2、それらにより規定されるGCP省令、GPSP省令及び関連法規、並びに治験実施計画書を熟知し、これを遵守しなければならない。
- (3) 治験責任医師は、治験実施計画書、最新の治験薬概要書、製品情報及び治験使用薬の管理に関する手順書、添付文書又は注意事項等情報等に記載されている治験使用薬の適切な使用方法に精通していなければならない。
- (4) 治験責任医師は、合意された期間内に必要数の適格な被験者を集めることが可能であることを過去の実績等により示すことができなければならない。
- (5) 治験責任医師は、合意された期間内に治験を適正に実施し、終了するに足る時間をしていなければならない。
- (6) 治験責任医師は、治験を適正かつ安全に実施するため、治験の予定期間中に十分な数の治験分担医師及び治験協力者等の適格なスタッフを確保でき、また適切な設備を利用できなければならない。

第3章 治験の申請・準備等に関する事項

(治験の依頼と実施の合意)

- 第6条 治験責任医師は、治験依頼者から提供される治験実施計画書案及び最新の治験薬概要書又は科学的知見を記載した文書その他必要な資料・情報に基づき治験依頼者と協議し、当該治験を実施することの倫理的及び科学的妥当性について十分検討しなければならない。なお、治験実施計画書が改訂される場合も同様とする。
- 2 治験責任医師は、治験実施計画書の内容及び当該治験実施計画書を遵守することについて、治験依頼者と合意しなければならない。また、治験依頼者が症例報告書の見本を作成する場合も同様とする。ただし、症例報告書の見本については、治験実施計画書において症例報告書に記載すべき事項が十分に読み取れる場合は、当該治験実施計画書をもって症例報告書の見本に関する事項を含むものと解してよい。なお、治験責任医師は、この合意を証するため、治験依頼者とともに治験実施計画書又はそれに代わる文書に署名し、日付を記入しなければならない。また、これらの資料が改訂された場合も同様とする。
 - 3 治験責任医師は、自らが第5条で規定した要件を満たしていることを証明する最新の「履歴書」(書式1)及びGCP省令に規定する要件を満たすことを証明したその他の資料を治験依頼者及び実施医療機関の長に提出しなければならない。
 - 4 治験責任医師は、治験関連の重要な業務の一部を治験分担医師又は治験協力者に分担させる場合には、分担させる業務と分担させる者を記載した「治験分担医師・治験協力

者リスト」（書式2）を作成し、あらかじめ実施医療機関の長に提出し、その了承を得なければならない。なお、実施医療機関の長の了承を得た時点から業務を分担して差し支えないが、治験分担医師については共同治験審査委員会による審査が必要である。また、治験実施体制に影響する治験分担医師の削除についても、共同治験審査委員会による審査が必要となる。

5 治験責任医師は、治験依頼者の協力を得て、被験者から治験の参加に関する同意を得るために用いる説明文書を作成しなければならない。なお、説明文書の内容は GCP 省令に規定された事項を満たしていなければならない。

(治験依頼の申請等)

第7条 実施医療機関の長は、治験責任医師から提出された「治験分担医師・治験協力者リスト」（書式2）を了承しなければならない。

2 実施医療機関の長は、治験依頼者に治験依頼書（書式3）とともに次の各号に定める最新の資料を提出させるものとする。なお、各号に規定する文書は、必ずしも個別の作成を求めるものではなく、記載すべき内容が確認できる場合にあっては、複数の文書を1つにまとめることが可能であること。

- (1) 治験実施計画書
- (2) 治験薬概要書及び治験使用薬（被験薬を除く。）に係る科学的知見を記載した文書
- (3) 症例報告書の見本
- (4) 説明文書（同意文書も含む）
- (5) 治験責任医師等の氏名を記載した文書（治験責任医師となるべき者がその要件を満たすことを証明した履歴書及びその他の文書並びに治験分担医師となるべき者の氏名リスト（求めがあった場合には治験分担医師の履歴書））
- (6) 治験の費用の負担について説明した文書（被験者への支払（支払がある場合）に関する資料）
- (7) 被験者の健康被害に対する補償に関する資料
- (8) その他の必要な資料

(治験実施の審査、承認等)

第8条 実施医療機関の長は、前条第2項の資料を受理したときは、「治験審査依頼書」（書式4）、並びに当該資料等を共同治験審査委員会に提出し、治験の実施の適否について共同治験審査委員会の意見を聴かなければならない。

2 共同治験審査委員会は、実施医療機関の長から提出された「治験審査依頼書」（書式4）及び提出された資料をもとに、治験を行うことが倫理的及び科学的に妥当であるかどうか、その他当該治験が実施医療機関において行うのに適当であるかどうかの審査を行う。なお、共同治験審査委員会委員長は、共同治験審査委員会に治験責任医師等並びに共同

治験審査委員会委員長が指名した者(専門家、治験依頼者等)を出席させ、意見を聴くことができるものとする。

- 3 共同治験審査委員会は、審査結果について「治験審査結果通知書」(書式5)により、実施医療機関の長に通知するものとする。
- 4 実施医療機関の長は、共同治験審査委員会が治験の実施を承認する決定を下し、その旨を通知してきた場合、これに基づく実施医療機関の長の指示及び決定を、「治験審査結果通知書」(書式5)に通知日を記載し、治験責任医師及び治験依頼者に通知するものとする。ただし、実施医療機関の長は、共同治験審査委員会の決定と異なる指示及び決定をした場合は、「治験に関する指示・決定通知書」(参考書式1)に「治験審査結果通知書」(書式5)を添付して治験責任医師及び治験依頼者に通知するものとする。
- 5 実施医療機関の長は、共同治験審査委員会が治験実施計画書、症例報告書の見本、同意文書・説明文書及びその他の文書並びに手続きについて何らかの修正を条件に治験の実施を承認する決定を下し、その旨を通知してきた場合、これに基づく実施医療機関の長の指示及び決定を、「治験審査結果通知書」(書式5)に通知日を記載し、治験責任医師及び治験依頼者に通知するものとする。ただし、実施医療機関の長は、共同治験審査委員会の決定と異なる指示及び決定をした場合は、「治験に関する指示・決定通知書」(参考書式1)に「治験審査結果通知書」(書式5)を添付して治験責任医師及び治験依頼者に通知するものとする。
- 6 実施医療機関の長は、前項の通知がなされ、治験責任医師及び治験依頼者が治験実施計画書等を修正した場合には、「治験実施計画書等修正報告書」(書式6)及び該当する資料を提出させる。この場合、実施医療機関の長は、修正事項が承認の条件を満たしていることを確認する。また、実施医療機関の長は、「治験実施計画書等修正報告書」(書式6)と該当する資料を共同治験審査委員会に提出し、共同治験審査委員会は修正事項の確認を行うものとする。
- 7 実施医療機関の長は、共同治験審査委員会が治験の実施を保留する旨を通知してきた場合、これに基づく実施医療機関の長の指示及び決定を、「治験審査結果通知書」(書式5)に通知日を記載し、治験責任医師及び治験依頼者に通知するものとする。ただし、実施医療機関の長は、共同治験審査委員会の決定と異なる指示及び決定をした場合は、「治験に関する指示・決定通知書」(参考書式1)に「治験審査結果通知書」(書式5)を添付して治験責任医師及び治験依頼者に通知するものとする。
- 8 実施医療機関の長は、前項の通知がなされた場合には、治験責任医師及び治験依頼者から新たな資料等を提出させ、「治験審査依頼書」(書式4)、並びに当該資料等を共同治験審査委員会に提出し、再度、治験の実施の適否について共同治験審査委員会の意見を聴かなければならない。
- 9 実施医療機関の長は、共同治験審査委員会が治験の実施を却下する決定を下し、その旨を通知してきた場合は、治験の実施を了承することはできない。実施医療機関の長は、

治験の実施を了承できない旨の決定を、「治験審査結果通知書」（書式5）に通知日を記載し、治験責任医師及び治験依頼者に速やかに通知するものとする。

- 10 実施医療機関の長は、共同治験審査委員会の審査結果について異議がある場合には、理由書を添えて共同治験審査委員会に再審査を請求することができる。また、実施医療機関の長は、治験責任医師及び治験依頼者から共同治験審査委員会の審査結果について異議の申立てがあった場合には、治験責任医師及び治験依頼者に異議申立て理由書を提出させるものとする。実施医療機関の長は、治験責任医師及び治験依頼者から異議申立て理由書が提出された場合、必要に応じて「治験審査依頼書」（書式4）並びに当該理由書を添えて、再審査を請求することができる。
- 11 実施医療機関の長は、治験依頼者から共同治験審査委員会の審査結果を確認するために審査に用いられた治験実施計画書、症例報告書の見本等の文書の入手を求める旨の申し出があった場合には、これに応じなければならない。

(治験の契約等)

第9条 実施医療機関は、実施医療機関の長が共同治験審査委員会の意見に基づいて治験の実施を了承した後、治験依頼者と以下の各号に掲げる事項について記載した実施医療機関が定める文書により治験の契約を締結しなければならない。

- (1) 契約を締結した年月日
- (2) 治験依頼者の氏名及び住所
- (3) 治験の依頼及び管理に係る業務の全部又は一部を委託する場合にあっては、受託者の氏名、住所及び当該委託した業務の範囲
- (4) 実施医療機関の名称及び所在地
- (5) 契約担当者の氏名及び職名
- (6) 治験責任医師の氏名
- (7) 治験の期間
- (8) 治験使用薬の管理に関する事項
- (9) 記録(データを含む)の保存に関する事項
- (10) GCP省令の規定により治験依頼者及び実施医療機関に従事する者が行う通知に関する事項
- (11) 被験者の秘密の保全に関する事項
- (12) 治験の費用に関する事項
- (13) 実施医療機関が治験実施計画書を遵守して治験を行う旨
- (14) 実施医療機関が治験依頼者の求めに応じてGCP省令に掲げる記録(文書を含む)を閲覧に供する旨
- (15) 実施医療機関がGCP省令、治験実施計画書又は当該契約に違反することにより適正な治験に支障を及ぼしたと認める場合(GCP省令に規定する例外を除く)には、治験依頼者

が治験の契約を解除できる旨

(16) 被験者の健康被害の補償に関する事項

(17) その他治験が適正かつ円滑に行われることを確保するために必要な事項

2 実施医療機関は、前条第5項に基づき、治験実施計画書等の修正を条件に治験の実施が承認された場合には、前条第6項に基づき修正が適切に行われたことが確認され、実施医療機関の長がその旨を通知した後に文書により契約を締結する。

3 実施医療機関は、治験依頼者が業務の全部又は一部を委託する場合であって、受託者たる開発業務受託機関が実施医療機関において業務を行うときには、治験依頼者、開発業務受託機関及び実施医療機関を含めて文書により契約を締結しなければならない。ただし、治験依頼者による治験の準備及び管理に関する業務、実施医療機関における治験の実施に関する業務が円滑に実施できる場合にあっては、治験依頼者及び実施医療機関の間、並びに治験依頼者及び開発業務受託機関の間で、適切な契約を文書により締結すること。また、治験依頼者、開発業務受託機関及び実施医療機関の三者の間で合意の上、開発業務受託機関及び実施医療機関の間の二者の契約としても差し支えない。

(経費の負担)

第10条 治験を実施するに当たっての必要な経費は、治験依頼者が負担するものとする。

2 ネットワーク治験事務局が担う業務に関する費用および共同治験審査委員会の審査費用の算定方法は、別途定める「治験ネットおおさか治験費用算定要領」に則る。

3 その他の治験経費の算定方法は、実施医療機関が定める規程に則り算出する。なお、当該規程に審査料が含まれている場合は、それを差し引く。

第4章 治験実施中の対応に関する事項

(治験実施計画書等の改訂)

第11条 治験責任医師及び治験依頼者は、治験実施期間中、治験実施計画書等の共同治験審査委員会の審査対象となる文書が追加、更新又は改訂される場合は、「治験に関する変更申請書」(書式10)と該当する資料を実施医療機関の長に提出する。ただし、多施設共同治験であって、治験実施計画書の「実施医療機関の名称及び所在地、治験責任医師の氏名並びにモニター（モニターが複数である場合にはその代表者）の氏名及び電話番号等」を実施医療機関ごとに分冊としている場合は、実施医療機関に係るもののみを提出させることで差し支えない。また、症例報告書の見本は、レイアウト(電子情報処理組織の利用による症例報告書にあってはその仕様)の変更を行う場合を除いて差し支えない。なお、治験実施計画書等の事務的な変更(治験依頼者及び治験実施医療機関の組織体制の変更など)であって、被験者の安全性に影響がない場合には、「治験に関する変更申請書」

(書式 10)の提出は不要とする。

- 2 実施医療機関の長は、前項の規定により治験責任医師及び治験依頼者より「治験に関する変更申請書」(書式 10)の提出があった場合には、「治験審査依頼書」(書式 4)と該当する資料を共同治験審査委員会に提出し、治験の継続の適否について意見を聞くものとする。この場合の共同治験審査委員会における審査手続きは、第 8 条の規定を準用する。

(治験の継続)

第 12 条 実施医療機関の長は、治験の期間が 1 年を越える場合には、1 年に 1 回以上、又は共同治験審査委員会の求めに応じて、治験を継続して行うことの適否について、共同治験審査委員会の意見を聞くものとする。

- 2 治験責任医師は、共同治験審査委員会の継続審査を受けるために、治験の現況の概要について前項に規定の頻度で、「治験実施状況報告書」(書式 11)をもって実施医療機関の長に提出する。
- 3 実施医療機関の長は、前項の報告書が提出された場合には、「治験審査依頼書」(書式 4)を共同治験審査委員会へ提出し、治験の継続の適否について共同治験審査委員会の意見を聞くものとする。この場合の共同治験審査委員会における審査手続きは、第 8 条の規定を準用する。

(治験実施計画書からの逸脱)

第 13 条 治験責任医師等は、治験責任医師が治験依頼者との事前の文書による合意及び共同治験審査委員会の事前の審査に基づく文書による承認を得ることなく、治験実施計画書からの逸脱又は変更を行ってはならない。ただし、第 3 項に規定する場合又は治験の事務的事項(治験依頼者の組織・体制変更、実施医療機関の名称・診療科名の変更、実施医療機関及び治験依頼者の所在地又は電話番号の変更、治験責任医師の職名変更、モニターの変更など)のみに関する変更である場合は除く。

- 2 治験責任医師等は、治験実施計画書から逸脱した行為を理由のいかんによらずすべて記録しなければならない。
- 3 治験責任医師等は、被験者の緊急の危険を回避するためその他医療上やむを得ない事情のために、治験依頼者との事前の文書による合意及び共同治験審査委員会の事前の承認なしに治験実施計画書からの逸脱又は変更を行うことができる。この場合、治験責任医師は、逸脱又は変更の内容及び理由を記載した「緊急の危険を回避するための治験実施計画書からの逸脱に関する報告書」(書式 8)並びに治験実施計画書の改訂が適切な場合にはその案を治験依頼者並びに実施医療機関の長に速やかに提出しなければならない。
- 4 実施医療機関の長は、前項の報告書が提出された場合には、「治験審査依頼書」(書式 4)を共同治験審査委員会へ提出し、治験の継続の適否について共同治験審査委員会の意見を聞くものとする。この場合の共同治験審査委員会における審査手続きは、第 8 条の

規定を準用する。

- 5 治験責任医師は、本条第3項の規定により治験依頼者に文書を提出した後、実施医療機関の長を経由して「緊急の危険を回避するための治験実施計画書からの逸脱に関する通知書」(書式9)により、治験依頼者の合意を得るものとする。
- 6 実施医療機関の長は、前項の規定により治験責任医師より文書が提出された場合には、当該文書を共同治験審査委員会に提出し、その内容を報告する。

(重篤な有害事象等の発生)

第14条 治験責任医師は、実施中の治験で被験者に重篤な有害事象(医療機器治験又は再生医療等製品治験の場合は、重篤な有害事象及び不具合)の発生((医療機器治験又は再生医療等製品治験の場合は、その発生のおそれを含む))があった場合、医薬品の治験では、「重篤な有害事象に関する報告書(医薬品治験)」(書式12)、医薬品の製造販売後臨床試験では、「重篤な有害事象に関する報告書(医薬品製造販売後臨床試験)」(書式13)、医療機器の治験では「重篤な有害事象又は不具合に関する報告書(医療機器治験)」(書式14)、医療機器の製造販売後臨床試験では「重篤な有害事象及び不具合に関する報告書(医療機器製造販売後臨床試験)」(書式15)、再生医療等製品の治験では「重篤な有害事象又は不具合に関する報告書(再生医療等製品治験)」(書式19)、再生医療等製品の製造販売後臨床試験では「重篤な有害事象及び不具合に関する報告書(再生医療等製品製造販売後臨床試験)」(書式20)および詳細記載用書式を作成し、治験依頼者若しくは製造販売後臨床試験依頼者及び実施医療機関の長に提出する。この際、治験責任医師は、当該報告のうち重篤で予測できない副作用を特定すること。

- 2 治験責任医師は、前項の場合において、治験依頼者若しくは製造販売後臨床試験依頼者、実施医療機関の長、共同治験審査委員会から更に必要な情報を求められたときは、これに応じるものとする。
- 3 実施医療機関の長は、本条第1項の報告書が提出された場合には、「治験審査依頼書」(書式4)を共同治験審査委員会へ提出し、治験の継続の適否について共同治験審査委員会の意見を聞くものとする。この場合の共同治験審査委員会における審査手続きは、第8条の規定を準用する。

(重大な安全性に関する情報の入手)

第15条 治験依頼者は、被験薬について法第80条の2第6項(製造販売後臨床試験であつて市販薬が使用される場合には、法第68条の10)に規定する事項を知った場合には、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則並びに関連通知で定められた期限に従い、当該情報を「安全性情報等に関する報告書」(書式16)とともに実施医療機関の長及び治験責任医師に報告しなければならない。

- 2 治験依頼者は、前項に関する通知に限り、実施医療機関の長に加えて 共同治験審査委

員会にも同時に通知することができる。また、この場合においては、GCP 省令の規定に基づき実施医療機関の長が共同治験審査委員会に文書により通知したものとみなすこともできる。

- 3 実施医療機関の長は、第 1 項の報告書が提出された場合には、「治験審査依頼書」（書式 4）を共同治験審査委員会へ提出し、治験の継続の適否について共同治験審査委員会の意見を聞くものとする。この場合の共同治験審査委員会における審査手続きは、第 8 条の規定を準用する。
- 4 実施医療機関の長は、第 1 項の報告のうち治験安全性最新報告概要及び国内重篤副作用等症例の発現状況一覧において、副作用等症例の発現がなかった場合は、共同治験審査委員会の意見を聽かなくてもよいものとする。

第 5 章 治験の管理に関する事項

（治験責任医師の責務）

第 16 条 治験責任医師は、治験使用薬の品質、有効性及び安全性に関する事項その他の治験を適正に行うために必要な情報、治験使用薬について、当該治験使用薬の副作用によるものと疑われる疾病、障害又は死亡の発生等に該当する事項を知った際に通知した事項等、治験分担医師及び治験協力者等に、各人の業務について十分な情報を与え、指導及び監督しなければならない。

- 2 治験責任医師は、治験実施前及び治験期間を通じて、共同治験審査委員会の審査の対象となる文書のうち、治験責任医師が提出すべき文書を最新のものにすること。当該文書が追加、更新又は改訂された場合は、そのすべてを速やかに実施医療機関の長に提出すること。
- 3 治験責任医師は、共同治験審査委員会が治験の実施又は継続を承認し、又は何らかの修正を条件に治験の実施又は継続を承認し、これに基づく実施医療機関の長の指示及び決定が文書（書式 5 若しくは参考書式 1）で通知された後に、その指示及び決定に従って治験を開始又は継続すること。又は、共同治験審査委員会が実施中の治験に関して承認した事項を取り消し（治験の中止又は中断を含む）、これに基づく実施医療機関の長の指示及び決定が文書（書式 5 若しくは参考書式 1）で通知された場合には、その指示及び決定に従うこと。なお、共同治験審査委員会の決定に対して異議がある場合は、異議申立て理由書を実施医療機関の長宛に提出することができる。
- 4 治験責任医師は、治験の実施に重大な影響を与え又は被験者の危険を増大させるような治験のあらゆる変更について、治験依頼者及び実施医療機関の長に速やかに治験に関する変更申請書（書式 10）とともに、変更の可否について実施医療機関の長の指示（書式

5 若しくは参考書式1)を受けること。

- 5 治験責任医師は、モニタリング及び監査並びに共同治験審査委員会並びに国内外の規制当局による調査を受け入れなければならない。この場合、これらの求めに応じて、原資料等のすべての治験関連記録を直接閲覧に供しなければならない。

(被験者となるべき者の選定)

第17条 治験責任医師等は、人権保護の観点から、治験実施計画書に定められた選択基準及び除外基準、GCP省令に規定されている事項に基づき、被験者の健康状態、症状、年齢、性別、同意能力、治験責任医師等との依存関係、他の治験への参加の有無等を考慮の上、治験に参加を求めるものの適否について慎重に検討しなければならない。

- 2 治験責任医師等は、社会的に弱い立場にある者を被験者とする場合には、特に慎重な配慮を払わなくてはならない。
- 3 治験責任医師等は、同意の能力を欠く者については、当該治験の目的上、被験者とすることがやむを得ない場合を除き、原則として被験者としてはならない。

(同意の取得)

第18条 治験責任医師等は、被験者が治験に参加する前に、あらかじめ GCP省令に規定されている事項を満たし、かつ、共同治験審査委員会で承認された説明文書を用いて被験者となるべき者に十分な説明を行い、治験への参加について自由意思に基づき文書により同意を得るものとする。

- 2 治験責任医師等は、同意を得る前に説明文書の内容その他治験に関する事項について、被験者に質問する機会と、治験に参加するか否かを判断するのに十分な時間を与え、かつ、当該質問に十分に答えなければならない。なお、説明文書には、説明を行った治験責任医師又は治験分担医師(治験協力者が補足的な説明を行った場合には、当該治験協力者も含む)及び被験者が署名し、各自日付を記入するものとする。
- 3 治験責任医師等は、被験者が治験に参加する前に、前項の規定に則して説明に用いられた説明文書及び前項の規定に則して署名と日付が記入された同意文書の写しを被験者に手交しなければならない。また、被験者が治験に参加している間に、説明文書が改訂された場合は、その都度、新たに前項の規定に則り同意を取得し、説明文書及び同意文書の写しを手交するものとする。
- 4 治験責任医師等は、被験者が同意の能力を欠くこと等により同意を得ることが困難であるが、その治験の目的上やむを得ない場合(例えば、未成年者や重度の認知症患者を対とする場合)には、前項に準じて被験者の代諾者に説明を行い、その同意をもって、当該被験者を治験に参加させることができる。なお、この場合、治験責任医師等は同意に関する記録とともに代諾者と被験者との関係を示す記録を残すものとする。また、被験者となるべき者の理解力に応じて説明を行い、可能であれば被験者となるべき者からも文

書による了解(インフォームド・アセント)を得るものとする。

- 5 治験責任医師等は、説明文書を読むことができないが口頭又は他の伝達方法ではその内容を理解することができる場合には、被験者又は代諾者に対して、立会人を立ち会わせた上で説明及び同意の取得を行う。この場合、治験責任医師等は立会人からも同意文書に署名とその日付を得るものとする。なお、立会人は治験責任医師、治験分担医師及び治験協力者であってはならない。
- 6 治験責任医師は、被験者が説明文書を読むことができ、その内容を理解することはできるものの、疾病等の影響で自ら同意文書に署名し、日付を記入することができない場合には、同意に際して被験者に代わって記入をしうる者（代筆者）として、代諾者と同等の者を要するものとする。この場合には、被験者に加え、代諾者と同等の者に対して、文書により説明され、被験者が治験への参加に口頭で同意し、代諾者と同等の者が同意文書にその旨を代筆し、経緯及び被験者との関係を記入した上で、自らも署名し、日付を記入することで、当該被験者を治験に参加させることができる。なお、代諾者と同等でない者が代筆者として同意文書に記入する事がやむを得ない場合にあっては、公正な立会人が、説明及び同意に立ち会い、その旨を同意文書に記録しておくこと。また、代筆者に加えて、立会人も同意文書に署名し、自ら日付を記入することにより、被験者が治験の内容等を理解し、自由意思により同意を与えたものであることを証すこと。
- 7 治験責任医師等及び治験協力者は、被験者又は代諾者に治験への参加又は参加の継続を強制したり又はこれらの意思決定にあたり不当な影響を及ぼしてはならない。また、被験者又はその代諾者へ第1項の説明をする際に、被験者又はその代諾者に権利を放棄させるかそれを疑わせる語句、又は治験責任医師、治験分担医師、治験協力者、実施医療機関若しくは治験依頼者の法的責任を免除するかそれを疑わせる語句を用いてはならない。
- 8 治験責任医師等は、治験に継続して参加するか否かについて被験者の意思に影響を与えるものと認める情報を入手した場合には、直ちに当該情報を被験者に提供し、これを文書により記録するとともに、被験者が治験に継続して参加するか否かを確認しなければならない。
- 9 治験責任医師は、前項の情報が得られた場合には、速やかにこの内容に基づき説明文書を改訂し、あらかじめ共同治験審査委員会の承認を得なければならない。再同意の取得に関する手順については、第1項から第3項に準じるものとする。
- 10 治験責任医師等は、被験者に対する直接の臨床的利益が予測されない非治療的な内容の治験を実施する場合、同意を得ることが困難な被験者となるべき者を治験に参加させてはならない。ただし、GCP省令に例外として規定されている場合を除く。
- 11 治験責任医師は、前項ただし書きに該当する場合、GCP省令の規定に従ってその旨が明記された治験実施計画書が共同治験審査委員会で審議された上で治験の実施が承認され、共同治験審査委員会の承認文書上に同意を得ることが困難な者を被験者とすることを認

める旨が記載されていることを確認する。

- 12 治験責任医師等は、緊急状況下における救命的治験のうち、GCP 省令に規定されている条件を満たすものに限り、被験者及び代諾者の同意を得ずに当該被験者を治験に参加させることができる。なお、この場合にあっても、被験者又は代諾者に対し、可能な限り速やかに当該治験に関する説明を行い、治験の継続等について同意を得るものとする。

(被験者に対する責務)

第 19 条 治験責任医師は、治験に関連する医療上のすべての判断に責任を負うものとする。

- 2 治験責任医師等は、治験使用薬が承認された治験実施計画書を遵守した方法でのみ使用されていることを保証しなければならない。
- 3 治験責任医師等は、治験使用薬の正しい使用方法を各被験者に説明、指示し、当該治験にとって適切な間隔で、各被験者が説明された指示を正しく守っているか否かを確認しなければならない。
- 4 治験責任医師等は、被験者が既治療において投与されている医薬品等との相互作用等による健康被害を防ぐために、被験者に他の主治医がいるか否かを確認し、被験者の同意のもとに、主治医に被験者の治験への参加について知らせなければならない。
- 5 実施医療機関の長及び治験責任医師は、被験者の治験参加期間中及びその後を通じ、治験に關した臨床上問題となるすべての有害事象に対して、十分な医療が被験者に提供されることを保証するものとする。また、治験責任医師等は、有害事象に対する医療が必要となったことを知った場合には、被験者にその旨を伝えなければならない。
- 6 治験責任医師等は、被験者が治験の途中で参加を取り止めようとする場合、又は取り止めた場合には、被験者はその理由を明らかにする必要はないが、被験者の権利を十分に尊重した上で、その理由を確認するための適切な努力を払わなければならない。

(症例報告書の作成)

第 20 条 治験責任医師等は、治験実施計画書に従って正確に症例報告書を作成すること。また、治験責任医師は、症例報告書の内容を点検し、問題がないことを確認したときに、これに氏名を記載の上、治験依頼者に提出し、その写しを保存しなければならない。なお、治験分担医師が作成した症例報告書について、治験責任医師はその内容を点検し、問題がないことを確認した上で氏名を記載するものとする。

- 2 治験責任医師は、症例報告書及びその他のすべての報告書のデータが、正確、完全で、読み易く、提出の時期が適切であること、及び被験者の識別に被験者識別コードを用いていることを保証し、その記録を保存しなければならない。なお、その他全ての報告書には、症例報告書以外の実施医療機関が作成する報告書が含まれる。
- 3 治験責任医師は、症例報告書のデータに原資料との何らかの矛盾が生じた場合には、

その理由を説明する記録を作成し、その記録を治験依頼者に提出する。また、その記録の写しを保存しなければならない。

- 4 治験責任医師等は、症例報告書の記載を変更又は修正する場合は、治験依頼者から提供された手引きに従わなければならない。当該箇所には日付及び氏名を記載し、重大な変更又は修正には説明を記載しなければならない。
- 5 治験責任医師は、症例報告書の記載の変更及び修正の記録を治験依頼者に提出するとともに、その写しを保存しなければならない。なお、治験分担医師が症例報告書を作成又は記載の修正をした場合には、治験責任医師はその内容を点検し、問題がないことを確認した上で当該症例報告書に氏名を記載するものとする。

(モニタリング、監査並びにその他の調査)

第 21 条 実施医療機関の長及びネットワーク治験事務局は、治験依頼者から指名された者によるモニタリング及び監査並びに共同治験審査委員会及び規制当局による調査(以下、「調査等」という)を受け入れ、これに協力する。また、モニター、監査担当者、共同治験審査委員会又は規制当局の求めに応じ、原資料等のすべての治験関連記録を直接閲覧に供する。また、実施医療機関の長及びネットワーク治験事務局は、これらの調査が適切かつ速やかに行われるよう協力する。

- 2 実施医療機関における調査等は、実施医療機関で定めた方法に従い、実施医療機関の長、治験責任医師、治験薬等管理者、記録等の保存責任者など実施医療機関で定めた担当者が対応するものとする。なお、ネットワーク治験事務局で保存する治験に係る文書又は記録については、ネットワーク治験事務局で調査等を受入れができるものとする。
- 3 モニタリング又は監査終了後に問題事項等が指摘された場合、実施医療機関の担当者と治験責任医師は対応を協議の上、実施医療機関の長へ報告する。また、ネットワーク治験事務局においては、当該治験等の実施医療機関へ報告する。

(治験使用薬の管理)

第 22 条 実施医療機関における治験使用薬の管理責任は、実施医療機関の長が負う。

- 2 実施医療機関の長は、実施医療機関でのすべての治験使用薬を適正に管理させるため、原則として、当該実施医療機関の薬剤師を治験薬管理者として選任すること。ただし、当該治験が、医療機器に係るものであるときは、薬剤師、臨床工学士、臨床検査技師、診療放射線技師等を治験機器管理者として選任すること。また、当該治験が、再生医療等製品に係るものであるときには、当該治験製品の管理に必要な知識と経験を有する者を治験製品管理者として選任すること。なお、治験薬管理者、治験機器管理者、または治験製品管理者として、これらのものを選任できない場合は、当該医療機関の医師を選任すること。

- 3 治験薬管理者は 必要に応じて治験薬管理補助者を指名することができる。
- 4 治験薬管理者は、治験依頼者が作成した治験使用薬の取扱い及び保管・管理並びにそれらの記録に際して従うべき指示を記載した手順書に従って、実施医療機関に交付された治験使用薬の受領、実施医療機関での在庫、被験者ごとの使用状況及び未使用治験使用薬の治験依頼者への返却又はそれに代わる処分に関して、記録を作成し、保存しなければならない。これらの記録には、日付、数量、製造番号又は製造記号、使用期限(必要な場合)並びに治験薬及び被験者識別コードが含まれていなければならない。また、治験実施計画書に規定された量の治験使用薬が被験者に投与され、治験依頼者から受領したすべての治験使用薬の数量が正しく管理されたことを示す記録を作成し、保存しなければならない。
- 5 製造販売後臨床試験であって、市販薬を用いる場合には、前項の規定は適用しない。
- 6 治験薬管理者は、救命治療の治験等の場合、例外的に治験責任医師に治験薬を管理させることができる。この場合、治験責任医師は本条を遵守して治験薬を管理しなければならない。

(秘密の保全)

- 第 23 条 実施医療機関の長は、治験依頼者又はその役員若しくは職員、治験責任医師、治験分担医師、治験協力者、ネットワーク治験事務局員に対し、正当な理由なくその職務上知り得た被験者の秘密が漏洩しないよう、秘密保全の義務を課す。なお、これらの地位にあった者に対しても同様とする。
- 2 治験責任医師(治験分担医師及び治験協力者並びにネットワーク治験事務局員も含む)は、正当な理由なく、治験に関しその職務上知り得た被験者の情報を漏洩してはならない。また、これらの職にあった者についても同様とする。

第6章 治験の終了(中止)等に関する事項

(治験の終了、中止等)

- 第 24 条 治験責任医師は、治験を終了又は中止・中断したときは、実施医療機関の長に速やかにその旨及びその結果の概要を「治験終了(中止・中断)報告書」(書式 17)により報告する。
- 2 治験依頼者は、当該治験薬の開発の中止(実施医療機関で実施した治験の成績を製造販売承認申請に用いない場合も含む)を決定した場合には、「開発の中止等に関する報告書」(書式 18)により実施医療機関の長に報告しなければならない。
 - 3 実施医療機関の長は、第 1 項又は第 2 項の規定により治験依頼者から当該報告を受け

た場合は、共同治験審査委員会及び治験依頼者に速やかに通知するものとする。

4 治験責任医師は、何らかの理由で治験が中止又は中断した(された)場合には、被験者にその旨を速やかに通知し、被験者に対する適切な治療及び事後処理を保障しなければならない。

(記録の保存等)

第 25 条 実施医療機関の長は、実施医療機関において保存すべき治験に係る文書又は記録の保存にあたり、記録保存責任者を選任するものとする。

2 ネットワーク治験事務局で保存すべき治験に係る文書又は記録については、大阪大学医学部附属病院事務部教育研究支援課長を記録保存責任者とする。

3 治験責任医師は、治験期間中、治験の実施に係る文書又は記録を実施医療機関の長の指示に従って保存する。これら保存の対象となる記録には、治験の実施に関する重要な事項について行われた治験依頼者との書簡、会合、電話連絡等に関するものを含む。なお、これらの文書又は記録は治験終了後、第 1 項の保存責任者に移管するものとする。

4 記録保存責任者は、保存すべき文書又は記録を以下の期間保管する。ただし、治験依頼者がこれよりも長期間の保存を必要とする場合には、保存期間及び保存方法について協議する。

(1)次の 1)又は 2)の日のうちいずれか遅い日までの期間保存する。

1)当該治験薬に係る製造販売承認日(開発の中止もしくは治験の成績が承認申請書に添付されない旨の通知を受けた場合には開発中止が決定された若しくは申請書に添付されない旨の通知を受けた日から 3 年が経過した日)

2)治験の中止又は終了後 3 年が経過した日

(2)製造販売後臨床試験の場合 被験薬の再審査又は再評価が終了した日

5 治験依頼者は、製造販売承認の取得又は再審査結果を入手した場合、「開発の中止等に関する報告書」(書式 18)によりその旨を実施医療機関の長に報告する。

6 実施医療機関の長又は記録保存責任者は、治験に係る文書又は記録が保存期間中に紛失又は廃棄されることがないよう、また求めに応じて提示できるよう措置を講ずる。

7 記録保存責任者は、保存期間を満了した当該治験に係る文書又は記録を廃棄する場合には、被験者の個人情報及び治験依頼者等の秘密を漏洩しないよう十分に配慮して適切に処分する。

第 7 章 業務の委託

(業務委託の契約)

第 26 条 実施医療機関の長は、治験の実施に係る業務の一部を委託する場合には、次に掲

げる事項を記載した文書により当該業務を受託する者との契約を締結する。

- (1) 当該委託に係る業務の範囲
- (2) 当該委託に係る業務の手順に関する事項
- (3) 前号の手順に基づき当該委託に係る業務が適正かつ円滑に行われているかどうかを実施医療機関が確認することができる旨
- (4) 当該受託者に対する指示に関する事項
- (5) 前号の指示を行った場合において当該措置が講じられたかどうかを実施医療機関が確認することができる旨
- (6) 当該受託者が実施医療機関に対して行う報告に関する事項
- (7) その他当該委託に係る業務について必要な事項

第8章 手順書の改廃

(手順書の改廃)

第27条 本手順書の改廃については、手順書の作成・承認・改訂・廃止に係る標準業務手順書に従うものとする。

附 則

(施行期日)

本手順書は、平成29(2017)年4月1日から施行(第1版)とする。

本手順書は、2018年5月1日から施行(第2版)とする。

本手順書は、2022年9月1日から施行(第3版)とする。

以上